

よくある質問

Q. システムを利用するために費用はかかりますか？

A. システムの利用に費用はかかりません。
※健康診断情報等の請求時の切手代・通信費はご負担いただきます。

Q. システムへの健康情報登録は義務ですか？

A. 健康情報等の登録は任意となります。働く方が情報提供に同意されなければ情報を登録することはありません。

Q. システムへの情報登録の対象となる人はどういった方ですか？

A. ずい道等建設工事に従事し、じん肺健康診断を受けなければならない1次下請け、2次下請け以下の働く方が対象になります。

Q. 健康診断情報等のデータはいつから登録を開始するのですか？

A. システムは2019年3月のシステム稼働以降に竣工するずい道等建設工事の事業場からデータ収集を開始します。過去の健康情報等は収集しません。

Q. 健康情報等を登録してから、引き出せるようになるまでどれくらい時間がかかりますか？

A. ずい道専門工事業者が健康情報等のデータを建災防に提出してから、このデータを引き出せるようになるまで1～2週間要する場合があります。転職等で健康情報等をすぐにお使いになりたい場合は、事業者から健康診断結果等のコピーをもらっておかれることをお勧めします。

■ 個人情報の管理について

建設業労働災害防止協会は、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報保護法ガイドライン」の規定に従い、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じています。

■ 問い合わせ先・情報請求窓口

建設業労働災害防止協会
ずい道等建設労働者健康情報管理システムセンター

〒108-0014
東京都港区芝5丁目20-14
三田鈴木ビル5F
TEL：03-6435-0280 FAX：03-6435-0313
メールアドレス：zuidou_otoiawase@kensaibou.or.jp
HPアドレス：https://www.kensaibou.or.jp



ずい道等建設労働者 健康情報管理システム

システム利用のご案内

「じん肺」という病気をご存じでしょうか。

じん肺とは鉱物性の粉じんを長期間吸い込むことで発症する肺の病気です。

じん肺は発症まで長い年月がかかり、かつ進行が不可逆的であるために、健康管理が難しい病気の一つです。

国は事業者にじん肺健康診断の実施とその結果の保管を義務付けていますが、現場毎に就業先を変えることが多いうずい道等の建設工事現場では、過去の健康診断情報がそれぞれの就業先に散逸しがちであるという問題がありました。

そこで、建災防では厚生労働省の補助を受け、ずい道等の建設工事で働く方のじん肺健康診断結果と作業従事歴を一元的に保管し、ご本人からの申請によって健康情報等を提供する事業を開始しました。

本システムのメリット

- ・過去の健康診断結果を確認したい場合、一括で取得できます
- ・再就職時にご自身の健康状態を証明する手段にもなります

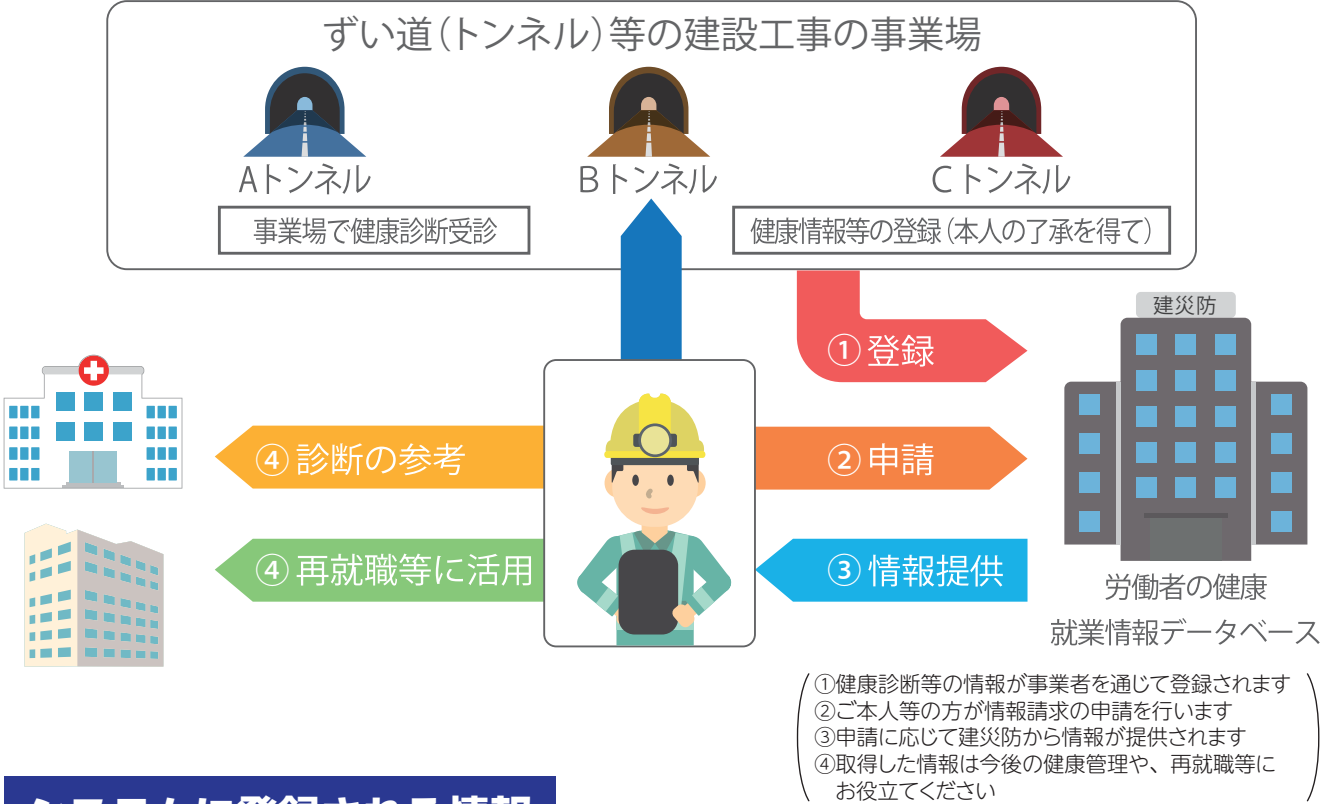


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



けん せつ ぎょう ろう どう さい がい ぼう し きょう かい
建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

システムの仕組み



システムに登録される情報

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(現住所、住民票地) ・電話番号
- ・建設キャリアアップシステムIDナンバー※(登録している場合のみ)
- ・事業場退場時のじん肺健康診断結果(有所見の場合はエックス線写真を含む)
- ・指導勧奨による特殊健康診断結果(振動、騒音)
- ・現在の事業場における粉じん作業等の職歴(例は下記別表をご確認ください)
※建設キャリアアップシステムは一般財団法人建設業振興基金が提供するシステムです。

(別表) 現在の事業場における粉じん作業等の職歴

	作業内容	期 間					合計月数
1	切羽作業(掘削、吹付け、支保工建込み、ズリ積み・運搬含む)	(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月
2	インバート作業(但し、切羽と交互作業の場合は切羽作業に含む)	(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月
3	覆工作業・その他坑内作業	(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月
4	坑外作業(バッチャープラント、火薬番、現場管理等を含む)	(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	～	年 月	ヶ月

システム利用の流れ

情報登録

- 1 入場時、「個人情報、健康情報及び作業従事歴情報提供同意書」に署名、押印する
- 2 退場時、「作業従事歴確認書」に記載された内容を確認し署名、押印する
- 3 退場後、建災防より送付される「登録確認書類」を保管する

情報請求(郵送)

- 1 HP等で入手した所定の申請用紙に必要事項を記入する
- 2 申請用紙と住民票の写し、本人確認書類※のコピーを同封し、ずい道システムセンターに郵送する
※運転免許証、パスポート、個人情報番号カード、住民基本台帳カード等のうちいずれか一つ。詳細は申請書類に記載
- 3 登録先(住民票地)の住所にずい道システムセンターから健康診断情報等が郵送される

情報請求(窓口)

- 1 本人確認書類※をもって、ずい道システムセンター窓口へ来所する
※運転免許証、パスポート、個人情報番号カード、住民基本台帳カード等のうちいずれか一つ。詳細は申請書類に記載
- 2 窓口で申請書類に必要事項を記載する
- 3 直接書類を受領する